

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

西条市は、面積 509.98 平方キロメートル、東西最長距離 29.71 キロメートル、南北最長距離 25.86 キロメートルであり、愛媛県内では第 3 位の面積を有している。南には西日本最高峰の石鎚山、北には瀬戸内海があり自然環境豊かな都市である。令和 6 年 9 月末現在での人口は 103,639 人で、生産年齢人口は 57,267 人となっている。

市内総生産は 4,056 億円であり、その内訳は、製造業が 1,479 億円と最も多く、不動産業 382 億円、保健衛生・社会事業 371 億円、卸売・小売業 273 億円と続いている。製造業においては、非鉄金属、鉄鋼、半導体、造船、飲料、化学等の大手企業の製造拠点に加え、鋳造、精密加工など製造産業を支える基盤技術を有する中小企業が集積する一大工業地帯となっており、製造品出荷額等は四国第 2 位の 1 兆 1,643 億円(2023 年経済構造実態調査結果)である。

一方、農業においては、良質且つ豊富な地下水や四国最大規模の広大な農地を活かし、全国 1 位の生産量を誇る愛宕柿や裸麦をはじめ、水稻、野菜、果樹など多種多様に展開されている。

臨海部には主に製造業が立地しており、市街地には卸売業・小売業、サービス業が数多く存在している。また、その他平野部や山間部では農業が営まれており、市内全域で様々な事業活動が行われている。市内全産業の事業所数は 4,690 事業所(令和 3 年経済センサス活動調査結果)である。令和 6 年 12 月末現在での有効求人倍率については、1.29 倍で、製造業をはじめとする中小企業においては、人材の確保に苦慮しており、人手不足等の課題に直面している。

このような状況の中、独自の取り組みとして、市内企業に対して設備投資による業務の効率化を促進するため企業立地促進奨励金や地域産業競争力強化事業費補助金等を講じてきたが、市内中小企業の更なる生産性の向上を促し、人手不足等に対応した事業基盤を構築することは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 50 件以上の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電等再生可能エネルギー設備については、雇用の創出及び安定を図る等の観点から、設置者が保有する工場や事務所等の敷地内に設置するもので、全量売電を目的とせずその発電電力を直接生産等に供するものに限り対象とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

西条市の産業は、市街地、臨海部、山間部と広域に分布している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、西条市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

西条市の産業は、主たる産業である製造業をはじめ、本市経済を支えるその他業種においても広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。